

令和5年4月5日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、日本医師会より通知がありました。

本事務連絡は、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく基本的対処方針及び業種別ガイドラインが廃止される予定を踏まえたものです。

本取扱いは、5月8日の前に改めて、位置付け変更を行うかの確認が行われた後に確定されるとのことで、概要は下記のとおりです。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

- マスクの着用は個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とするが、医療機関受診時、高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時等の場合にはマスク着用を推奨すること。
- 手洗い等の手指衛生、換気は政府として一律に求めることはしないが、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効であること。
- 「三つの密」の回避（人と人との距離の確保）は政府として一律に求めることはしないが、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）であること。
- 個人や事業者における基本的感染対策の実施に当たっては、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮して、改めて感染対策を検討すること。
- 入場時の検温、入口での消毒液の設置、アクリル板、ビニールシートなどパーティション（仕切り）の設置等の感染対策は、政府として一律に対応を求めることはせず、各事業者で実施の要否を判断することとするが、特に感染対策が求められる医療機関や高齢者施設等については、院内・施設内等の感染対策に関して、引き続き国から提示・周知されること。
- 感染が急拡大している時期や、医療機関・高齢者施設など重症化リスクの高い方が多い場面など、時期や場面によっては、これまでの取組を参考に感染対策を強化していくことが考えられること。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要

ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで

大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)